

岩手大学外国人受託研修員規則

平成16年4月1日 制定
令和2年10月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における国際交流を促進するとともに開発途上国の自立的発展及び文化的、知的水準の向上に資するため本学に外国人受託研修員（以下「受託研修員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 受託研修員とは、独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）が開発途上国から招致する研修員で、本学において研修する者をいう。

(資格)

第3条 受託研修員として受け入れることができる者は、大学を卒業した者又は本学がこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(受入れ許可)

第4条 学長は、国際協力機構の理事長から受託研修員の受入れの申請があったときは、受け入れようとする部局等（各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。）の長の同意を得て、これを許可する。

(研修期間)

第5条 受託研修員の研修期間は1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(研修期間の区分)

第6条 受託研修員の研修期間の区分は、会計年度内における研修期間の日数により1か月を単位として区分する。

2 前項の1か月は30日とし、30日に満たない日数は、切り上げるものとする。

(研修の方法)

第7条 学長は、受託研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導に当たらせるものとする。

2 学長は、研修目的を達成するため必要な場合は、学外において研修させることができる。

(研修料、配分予算額及び納付方法)

第8条 受託研修員の研修料及び配分予算額（消費税は別途徴収及び配分額に加算する。なお、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

研修期間区分	研修料	配分予算額
1か月	215,240円	207,430円

- 2 受入れを許可したときは、当該会計年度に属する研修料を研修期間の区分により、国際協力機構が納付するものとする。
- 3 研修料と配分予算額との差額は、研修遂行に必要な管理等の間接的な経費に充てる。

(研修期間の延長)

第9条 学長は、受託研修員の研修の継続が必要であると認める場合は、国際協力機構の理事長の申請に基づき、研修期間の延長を許可することがある。

- 2 研修期間の延長により研修期間の区分に変更を生じた場合は、延長する研修期間を加算し、研修期間の区分により直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

(証明書の交付)

第10条 学長は、受託研修員がその研修事項について証明を願い出たときは、研修証明書を交付するものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第11条 受託研修員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人岩手大学発明規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関して必要な事項は、当該学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年1月20日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条第1項に規定する研修料の額は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月12日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。